清瀬市文化財保護審議会 令和4年度第1回議事録

日 時 令和4年12月16日(金)午後1時~3時

場 所 清瀬市市役所 会議室

出席者 委 員 栗山究、黒尾和久、齊藤靖夫、松岡里枝子 事務局 植田シティプロモーション担当部長、木原郷土博物館長、古川 主査 (学芸員)、中野 (学芸員)、笠原 (学芸員)

欠席者 委 員 横山直樹

会議の公開・非公開 原則公開

傍聴者 なし

配布資料 資料 1 令和 3 年度文化財関連事業報告書

資料 2 令和 4 年度文化財関連事業報告書

資料3 うちおり及び関連資料

議 事 1 開会

- 2 企画部長挨拶
- 3 議事
 - (1) 令和3年度事業況報告について…資料1
 - (2) 令和 4 年度事業況報告について…資料 2
 - (3) 指定文化財候補について…資料3
- 4 その他
- 5 閉会

【議事要旨】

1 開会

文化財保護審議会長の齊藤靖夫氏が進行役となり、会議の開会を宣言した。

2 部長挨拶

植田部長より、郷土博物館が企画部シティプロモーション課へ組織改正した

経緯および文化財保護法改正を受けた上で今後の市内文化財の活用について 説明があった。

会長より本日の会議の出席者数の確認があり、本日の会議出席者は、委員4 名が出席、1名が欠席であるが、清瀬市文化財保護条例第45条第1項の定足 数である過半数を満たしており、本会は成立している旨が伝えられた。

3 議事

- (1) 令和3年度事業報告について
- (2) 令和4年度事業報告について 事務局より上記について (1)、(2) を合わせて、資料に基づき報告。
- (会長)質問はあるか。
- (委員)埋蔵文化財の調査について、本調査になりそうな事案はあるか。また、 本調査になった場合は清瀬市の文化財担当が調査を担うのか、調査会 社に委託して行うのか見通しがあれば聞きたい。
- (事務局) 令和3年の試掘では遺構・遺物は確認されなかったため、本調査には 至らなかった。令和4年は、柳瀬川通り沿いの道路に関して試掘が行 われ、数は少ないが、古代の遺物・遺構が認められた。その道路に関 しては来年に試掘調査を行い、本調査に向けて動く形になる。調査は 我々が行うことも検討しているが、民間の発掘会社に委託し行政指導 を行うのが清瀬市の慣例であり、それが続くのではないかと考える。
- (委 員)谷口ジロー展について、どの作品が今回の柳瀬川周辺を歩く際のアイ テムになるのか。
- (事務局) 谷口ジロー氏は4半世紀程、清瀬に在住しており、漫画内にはかなり 清瀬の風景が書き込まれている。風景は見たままを描写しているとは 限らない。文化財散歩では『歩く人』を元に、中里富士塚・柳瀬川方 面と、清瀬駅南口方面の2回分のコースを予定している。谷口ジロー と清瀬の歴史を紹介する予定である。
- (会 長)他に質問や意見はあるか。
- (委員)コロナ禍でも事業を活発的に行っているが、事業は全て無償で行って いるのか。
- (事務局)原則は無料で参加していただいている。文化財散歩は当館で発行した

文化財マップを購入した上で参加してもらっている。

- (会長)他に質問や意見はあるか。
- (会 長) 自身の考えだが、清瀬の志木街道の下向かいの集落の人々が貧困から 現在の成田に入植した歴史がある。そのため、下総に親戚がいる家も 少なくない。こうしたことを記録に残す必要もあるのではないか。 テーマ展示「清瀬の麦」について質問がある。麦飯が世間一般の農家 に伝わった経緯は何か。麦の種はどこからきたのか。
- (事務局) 入植者の話は地域の方々に話を伺っていきたい。 麦については担当から説明する。
- (事務局) 麦の苗が下宿の高橋家から一般農家に配られていたのかは文書がないため、不明である。高橋家から広められていたのかは定かではなく、 大麦については江戸時代早い段階から農家で食べられていた可能性が高いのではないかと考える。
- (会 長)かつて、麦搗きは重労働であった。米が食べられるようになったのは 配給になってからのことであった。当時の食生活をその大変さも含 めて残した方が良いのではないか。麦搗きをした人も少なくなって いる。そういう人たちに話を聞き、記録に残した方が良い。また、真 似事でも良いので、精白の過程を展示しても良いのではないかと考 える。
- (副会長) 麦打ちの道具についてはどうか。
- (会 長) 大麦の脱穀には自前の棒を使用した。大麦・米・小麦は食糧検査事務 所で検査を行い、等級を付けて出した。残った麦は自家用に、更に余 った物は闇市にまわした。
- (副会長) 大麦の棒打ちによる脱穀の体験会をしてもらえればと考える。
- (委員)民俗文化財ひいては農業技術の体系そのものを記録にとどめるだけではなく、動作が伴うものとして伝承することは大変だが、確かに大切だと思う。
- (副会長)文化財的価値があるものとして、清瀬橋の橋脚の調査はどうか。
- (事務局) 地上構造物についても調査の視野に入れている。市の悉皆調査の中で、 石造物等を見ていこうと考えているが、まだ着手できていない。地上 全体が調査中である。

- (3) 指定文化財候補について 事務局より上記について資料に基づき報告。
- (会長) 今の報告について何か質問及び意見があるか。
- (委員)資料について1点ずつの詳細な資料はあるか。細かい資料の中に保存の価値がない物があるかもしれないと考えるが、全ての資料が重要であるという認識で良いか。
- (事務局) 森田家資料については、1 点ずつの調査は行われていないが道具全体で見ることで、当時の賃機が分かる。資料全体で見た時に意味が出てくると考える。
- (委員)資料の一括性を大事にしたいということで良いのではないか。その後、 国に追加するためのロードマップはどうなっているか。
- (事務局) 明確な年計画は定まっていないが、文化庁の民俗調査官も理解しており、こちらから働きかけをすれば国指定に加えてもらえる可能性が高い。今後も文化庁と相談しながら追加指定に向けて動いていきたい。
- (委員) その足掛かりとしての市指定ということと理解した。
- (副会長)展示を見て感じたが、柄に特徴的なものはないのか。現代の柄として も通用するモダンな柄もある。そこの関係の調査はどうか。
- (事務局) 柄の調査について、モダンな柄は型染という技法が使用されており、 所沢などの染色店が行っている。その調査となると、染色店の調査に なる。各家庭に注目するのなら、縞などが良いと考える。
- (事務局) うちおり及び関連資料に関して、文化財として進め、市に答申して良いか。

(全委員)良い。

4 その他

(会長)その他について何かあるか。

(副会長) 天然記念物として、都の所有地ではあるが中里の緑地保全地域のよう

な場所全体を市の文化財に指定することは可能か。

- (事務局) 所有者の了解が得られれば良いが、保全地域は東京都の所有であるために、都に許可を取り調整することになるだろう。保存活用は通常所有者が行うが市の指定であれば、市がサポートすることも可能になると考える。
- (副会長) 市が主体的に行えば良いのではないか。
- (会長)緑地保全地域について詳しい方はいるか。
- (副会長) 通常の天然記念物のように採取を禁ずるよりは、里山として手入れを していく形の維持が望ましい。
- (事務局) 天然記念物とは異なる概念になるかもしれないが、今後の課題として 検討したい。

5 閉会

(会 長)以上で本日予定していた議事についてはすべて終了する。これをもって本日の文化財保護審議会を閉会する。